

お知らせ

確定申告会場を開設

開設時間 午前9時～午後4時  
 知覧税務署 2月16日(火)～3月15日(火)  
 ※土・日曜日及び祝日を除く  
 ※南薩地域地場産業振興センター  
 2月18日(木)、19日(金)  
 ※例年、1日目は大変込み合うため数時間お待ちいただく場合があります。なるべく午後または2日目のご来場をお勧めします。  
 ※医療費控除を受ける場合、医療費の領収書(コピー不可)を「人」「病院(入院・外来)」「薬局」に分けて計算してご持参ください。  
 なお、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面案内に従って金額等を入力することにより、計算誤りのない所得税、復興特別所得税、消費税、地方消費税、贈与税の確定申告書等を作成することができます。  
**問合せ** 知覧税務署 TEL83-2411(自動音声案内)  
**期限内の納付をお願いします**  
 平成27年分確定申告の納付

期限は次のとおりです。  
**申告所得税、復興特別所得税**  
 3月15日(火)  
**消費税、地方消費税(個人事業者)**  
 3月31日(木)  
 納税は、お近くの銀行(日本銀行歳入代理店)などの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、納税地を管轄する税務署の窓口で受け付けています。また、申告所得税、復興特別所得税、消費税、地方消費税(個人事業者)の納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に振り替える「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、ぜひご利用ください。振替納税の振替日は、次のとおりです。  
**申告所得税、復興特別所得税**  
 4月20日(水)  
**消費税、地方消費税(個人事業者)**  
 4月25日(月)  
 詳細については、最寄りの税務署にお尋ねください。  
**問合せ** 知覧税務署 TEL83-2411(自動音声案内)

事業展開に税制優遇措置の活用を

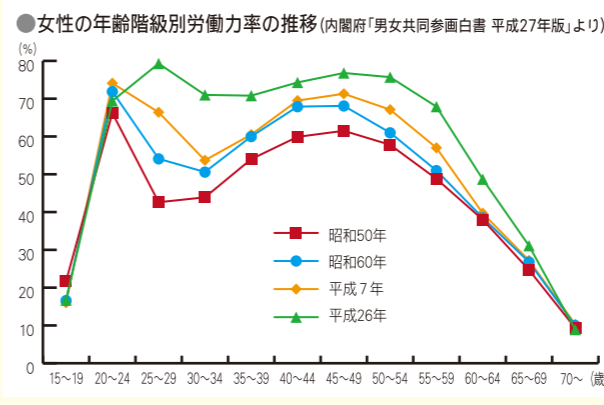
本市では、過疎地域・半島地域振興策の一環として、製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業等の事業者が、それぞれの事業のための設備投資として一定額(資本金規模

税関係証明書交付申請書の様式が変わります

マイナンバーの利用開始等にあたり、個人情報等の保護を図るため、交付申請の際の本人確認をより厳格に行うために、税関係証明書交付申請書(納税証明書等)の様式を平成28年4月1日から変更します。  
 ※窓口に来られる方は本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート等)をご持参ください。  
**申請に必要なもの**  
 ・法人の場合は、法人印(法人名の入っている印鑑)  
 ・代理人の方は、委任者が自署押印した委任状  
 ・相続人の場合は、相続人であることが分かる書類(戸籍の



■地域の活力を高める女性の活躍を進め、男女がともに輝く社会へ  
 平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立しました。  
 この法律では、国や地方公共団体、301人以上の労働者を雇用する事業主は、採用者や管理職に占める女性比率などの状況の把握・課題分析を行い、その結果を踏まえた行動計画を平成28年4月1日までに策定し、公表することが義務付けられています。  
 働く場面での女性の活躍を推進することによって、男女を通じた働き方の見直しを行い、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女



性等、自らの意思によって働きまたは働こうとする女性の思いを叶え、男女がともに家庭・地域・職場といったそれぞれの場で、個性と能力を十分に発揮して輝くことができる社会の実現を目指しています。  
**女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)の変化**  
 左のグラフは、女性の年齢階級別労働力率を比較したもので、昭和50年からの変化をみると、現在もM字カーブを描いているものの、そのカーブは以前に比べ浅くなっており、結婚・出産後も働き続ける女性の割合が増加していることがわかります。

問合せ 企画調整課市民協働係 TEL72-1111(内線460)

市のホームページにも情報を掲載しています。  
<http://www.city.makurazaki.kagoshima.jp/>

水道管の漏水調査を実施

水道課では、大切な水を安定的に供給し、道路陥没等の二次災害を防止することなどを目的に、水道管の漏水調査を実施します。この調査は、地表面に現れない漏水を早期に発見し、修理するためのもので、水道課が委託した業者(身分証明書を携帯し腕章を付けた調査員)が、昼間にご家庭や事業所の水道メーター音及び夜間に道路上で漏水音を聴く作業を行うもの

古くなった給水管は早めに取り替えましょう

道路に埋めてある水道管(配水管)から分かれ、ご家庭などに引き込まれた給水管と給水管に取り付けている給水用具(蛇口や湯沸器など)を給水装置といえます。また、3階建て以上で建てられた水を受水槽に貯め、

鹿児島県の最低賃金が改正されました

| 鹿児島県最低賃金(地域別最低賃金) | 時間額(円)     | 効力発生日      |
|-------------------|------------|------------|
|                   | <b>694</b> | 平成27年10月8日 |

鹿児島県の特定(産業別)最低賃金も以下のとおり改正されました。

| 産業名                               | 時間額(円)     | 効力発生日       |
|-----------------------------------|------------|-------------|
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | <b>732</b> | 平成27年12月16日 |
| 百貨店、総合スーパー                        | <b>694</b> | 平成27年10月8日  |
| 自動車(新車)小売業                        | <b>762</b> | 平成27年12月10日 |

- 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、特定(産業別)最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。
  - 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
  - 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
    - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
    - ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
    - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
    - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 問合せ 鹿児島労働局賃金室 TEL099-223-8278

平成27年中に取り壊した家屋・未登記家屋の名義人変更及び相続人代表指定の届出について

平成27年中に家屋を取り壊された方や売買、相続等で未登記家屋の所有権に変更があった方は届け出てください。固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在で課税されます。そのため、平成28年1月1日以前に取り壊された家屋については、届出

時に解体工事が完了した日がかかる書類を持参してください。法務局に登録されている家屋で滅失、所有権移転登記の手続きをされた方は、市役所への届出は必要ありません。新たに家屋を新築・増築した方には、家屋調査のお願いの通知を送付しています。未調査の方で2月中旬に通知が届かない場合は、連絡をお願いします。また、納税義務者が死亡した場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。詳しくは、税務課固定資産税係にお問い合わせください。  
**問合せ** 税務課固定資産税係 TEL72-1111(内線156)